

商品名等 (電気用品名等)	カード払い出し機能付きゲーム機
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、プレイヤーがゲームのキャラクターに変身して遊ぶ、アミューズメント施設に設置する幼児向けのゲーム機である。 コインを投入するとゲームが始まり、内蔵カメラによってプレイヤーがモニター画面に映し出される。プレイヤーのモーションを検知するセンサーがあり、プレイヤーがポーズをとると画面の中のプレイヤーがゲーム内のキャラクターに変身する。ゲーム中は、画面内のキャラクターがプレイヤーの動きに合わせて動くことで、敵キャラクターを倒すことができる。敵を倒しゲームが終了した後に、「プレイヤーがゲーム内のキャラクターに変身している画像」、「プレイヤーがゲーム内のキャラクターに変身して戦っている画像」などが表示され、操作スイッチで欲しい画像を選択すると、その画像を印刷したカードが払い出される。</p> <p>○構造、仕様、意匠 電源ユニット、ゲーム用基板、42インチ液晶モニター、プリンタ、センサー、カメラ、操作スイッチ等で構成される。払い出されるカードは、機器に内蔵された電熱装置を有するプリンタによって印刷される。 なお、テレビジョン受信機に接続する機構及びブラウン管は有していない。 定格：AC100V、50/60Hz</p> <p>○主な使用者、販売先 アミューズメント施設、ゲームセンター等に設置する。</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>電気用品安全法上、非対象として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品については、ゲームの結果に関係なく必ず画像カードが払い出されるものであり、払い出された画像カードは遊戯に使用されるものではないが、ゲーム遊戯中の変身した姿を画像カードとして払い出すものであり、娯楽性の高いもの、若しくは遊戯器具としてみなすことができることから、「自動販売機」ではなく「電子応用遊戯器具」に類するものと考えられる。しかし、テレビジョン受信機に接続する機構及びブラウン管を有していないため「電子応用遊戯器具」には該当せず、非対象として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	